

東近江市森林経営管理法における基本方針

令和5年4月1日

東 近 江 市

1 森林整備の方針

(1) 現状と課題

ア 本市の森林面積は21,827ヘクタールで、国有林を除く民有林面積は21,148ヘクタールである。そのうち民有林人工林の面積は7,169ヘクタールであり、その中で森林経営計画が策定されている面積は3,682ヘクタールとなっており、認定率17.4パーセントは県平均の10パーセントを上回っている。(表1 基礎データ)

イ 東近江市産材は主に森林経営計画に事づく森林施業により伐り出された木材によって生産されている。令和3年度の本市における木材生産量は6,559立法メートルで、林業事業体別にみると、東近江市永源寺森林組合が4,769立法メートル、びわこ東部森林組合が779立法メートル、一般社団法人滋賀県造林公社が1,011立法メートルとなっている。

ウ 木材価格の低迷等を背景に森林所有者の経営意欲が失われており、所有林の見回りや育林施業などの手入れを行う所有者は極めて少数となっていることに加えて、山村の過疎化、不在地主の増加等により、境界が不明な森林が増加しており、今後、森林整備を行う上で大きな支障となっている。

(2) 森林整備の基本的な考え方

ア 本市の森林整備は、東近江市森林整備計画において、森林経営計画の作成促進を通じて、森林所有者自らによる適切な森林管理を進めることを基本とする。

イ 施業の効率化などの経済的な理由等から、施業地を集約化し、一定のまとまった規模での森林整備を推進しているところであるが、施業地の集約が困難な森林については、森林所有者自らによる森林の管理が期待できないことから、森林経営管理制度に基づく取組の対象とする。

ウ 本市では、森林経営管理制度に基づき、森林経営計画未策定の森林のうち、現時点では収益が見込めない未整備の森林について、市は森林所有者の意向を確認したうえで経営管理権を設定し、対象森林をモデル森林に定め、間伐、枝打ち等の森林整備を行うなどの必要な支援を講じることとする。

経営管理権の設定期間終了後は、森林経営計画の策定に伴う森林経営が行えるよう、必要な支援を引き続き講じることとする。

(表1 基礎データ)

項目	面積	備考
森林面積	21,827ha	R3 滋賀県森林・林業統計要覧
うち、民有林面積	21,148ha	R3 滋賀県森林・林業統計要覧
うち、人工林面積	7,169ha	R3 滋賀県森林・林業統計要覧
森林経営計画作成面積 ^{※1}	3,682ha	R3 滋賀県森林・林業統計要覧
所有形態別面積（民有林面積）	21,148ha	滋賀県の森林の状況 ^{※2}
公有林（県・市町等）	1,098ha（5%）	（9%）
民有林	20,050ha（95%）	（91%）
個人	5,631ha（27%）	（46%） 個人有が極めて少ない
社寺	3,043ha（14%）	（5%） 社寺有、集落有が多い
集落	2,413ha（11%）	（8%）
会社	2,516ha（12%）	（6%） 会社有が多い
公団・公社	3,784ha（18%）	（13%） 公団・公社が比較的多い
生産森林組合	637ha（3%）	（7%） 生産森林組合有は少ない
その他	2,035ha（10%）	（6%）

※1 森林経営計画作成面積には、公有林や天然林等も含まれる。

※2 R3 滋賀県森林・林業統計要覧による。

2 意向調査の方針

(1) 意向調査の対象森林

- ア 意向調査は、東近江市 100 年の森づくりビジョンに基づき開催する集落会議（地域ワークショップ）において、森づくり方針を策定する際に実施する集落全体の意向調査（全体調査）と、当方針に基づきゾーニングされた森林整備対象森林で一定の要件に該当する森林所有者等へ行う意向調査（個別調査）の 2 つの方法により実施する。
- イ 対象森林は、全体調査については森林面積、人工林面積が多い集落の森林とし、個別調査については、当集落のうち一定の要件に該当し市が実施する森林経営管理モデル事業の対象となる森林とする。

(2) 意向調査の優先順位の考え方

ア 全体調査（集落会議）

森林面積又は人工林面積が多い森林集落のうち、森林林業の推進に重点を置いている集落を優先的に実施するものとする。

イ 個別調査

全体調査（集落会議）で策定した森づくり方針に基づきゾーニングされた森林整備対象森林のうち、以下の要件に該当する森林を森林経営管理モデル事業に選定し、優先的に実施するものとする。

(ア) 要件 1 過去 10 年間程度施業が行われていない人工林

(イ) 要件 2 集落周辺又は公道沿いの森林で、比較的効率的に施業を行える立地で

ありながらも、手入れが滞っているために立木が成長不良や形質不良となり収益が見込めない森林

- (ウ) 要件 3 人工林としてまとまりのある森林（概ね1ヘクタール以上）
- (エ) 要件 4 市の経営管理権設定（概ね10年間）に同意が得られる森林
- (オ) 要件 5 森林経営計画が策定されていない森林
- (カ) 要件 6 森林境界が明確である森林、又は明確化に協力が得られる森林

(3) 意向調査の実施

ア 全体調査

集落会議でワークショップ形式により意見、提案、聞き取り、情報交換等により集落の意向を確認し、木材生産に適した循環林と、自然のサイクルによって多面的機能が発揮される環境林を複合させた森林のゾーニングを行う。

イ 個別調査

- (ア) 森林整備対象森林のうち、森林経営管理モデル事業として選定された森林所有者等を対象に、林地台帳と固定資産税台帳情報と突合し、森林所有者情報の精微化を図る。
- (イ) 所有者情報把握後に、対象森林所有者等の説明会を開催し、併せて個別調査（森林経営に係る所有者の意向調査）を実施する。なお、説明会欠席者については、調査票を郵送する。
- (ウ) 宛名不明で返信があった場合は、当該事実を林地台帳に記載するとともに、集積計画の策定の必要がある場合など、必要に応じて相続人調査を実施する。

3 森林所有者からの個別調査（森林経営に係る所有者の意向調査）に係る申出への対応方針

(1) 申出内容の審査

ア 森林所有者からの申出の内容を市で審査し、森林整備の必要性があると判断した場合は、集積計画の策定を進める。ただし、対象森林が林業経営に適していると判断した場合には、森林組合等林業事業体に施業を斡旋する。

イ 上記に関わらず、以下に該当する森林は、経営管理権集積計画の対象外とする。

(2) 対象外とする森林の基準

ア 森林所有者が主伐により収益を上げたにもかかわらず、伐採後の植林が行われていないなど、本来、森林所有者が自ら行うべき行為を怠っている森林

イ 係争地であり、ただちに経営管理権設定を行うことが困難な森林

ウ 森林境界が明確にできず、所有権の確定をすることが困難な森林

エ 天然林等で、継続的に施業を実施する必要がある森林

オ 対象森林が1ヘクタール未満等の小面積である森林

カ その他、市がただちに経営管理権を取得することができない森林

4 個別調査（森林経営に係る所有者の意向調査）結果の対処方針

(1) モデル森林として市に委託を希望する場合

ア 原則として、市が集積計画を策定する。

イ 遺産共有の状態となっており、所有権に係る者の全員の同意を取り付けることが困難な場合は、相続登記を促す、又は代表相続人による意見集約を促すこととし、対応を保留する。

(2) 森林所有者が自ら経営管理を行う場合

森林経営計画等による計画的な森林整備が行われるよう、森林組合等林業事業体に情報提供する。

(3) 寄付や売買の申出が出された場合

森林所有者から寄付や売買の希望が示された場合は、森林所有者の同意の上、森林組合に当該情報を提供するなどの斡旋に努める。

5 集積計画策定後の対応

(1) モデル森林の整備として、市森林経営管理事業を実施する。

(2) 具体的な事業発注にあたっては、民間事業者の受注体制を考慮し、計画的な施業に努める。

6 必要な経費の試算（森林環境譲与税の活用計画）

市が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、現地調査、経営管理権の設定、市森林経営管理事業等に要する経費）は、森林環境贈与税の金額の範囲で取組を進める。

7 その他（被災時の対応）

気象災害等により、当該森林について被害が発生した場合、市が復旧を行うこととし、復旧内容は市と森林所有者が協議して定める。なお、森林所有者が森林保険に加入している場合は、被災した森林の復旧費は当該保険金で賄うものとし、この場合、当該保険金全額を市に帰属させるものとする。